

第2章 手続き

1. 入国前に

オランダに労働、留学、交換プログラム、研修などの目的で3か月以上滞在する場合、日本国籍保持者は、1995年以降、入国に先立つ「仮滞在許可(Visum/Visa)」の申請は不要となりました。残存有効期限が13ヶ月以上のパスポートのみが必要です。

問い合わせ：

[在日オランダ大使館、領事部]
東京都港区芝公園3丁目6-3
電話 03-5401-0411 内線 150
Fax 03-5401-0420

オランダ経済省 企業誘致局(NFIA)について

オランダ経済省 企業誘致局(Netherlands Foreign Investment Agency=NFIA)は、オランダに進出される外国企業に対して情報、支援を提供しています。NFIAは政府の組織であるため、企業に対して無償でサービスを提供し、その過程で知り得た情報は部外秘で扱われます。

NFIA 駐日代表部は東京と大阪にオフィスを置き、オランダで事業を開始、拡張する日本企業の手伝いをしています。各種の情報がサイト www.nfia-japan.com に掲載されています。

書類の準備

日本国籍者の労働許可、居住許可について

- 2017年1月1日から
 - － 従来方式に戻り、「労働許可」「居住許可」が必要になります

- 特例期間（2015年12月24日～2016年12月31日）中に、労働許可なしで入国し、居住している場合：

現在保有の(別途労働許可を必要としない)居住許可の失効前に、更新を申請する必要があります。

- 2017年1月1日以降のオランダ「労働許可」「居住許可」

－ 企業派遣の場合(企業の身元保証が前提)：

詳細はオランダ経済省企業誘致局(NFIA)にお問い合わせください

1. 「知的労働者 (highly skilled worker)」ルート：
2. 「一般就労」ルート：
 - － 企業派遣以外の個人労働者の場合：(生活費など居住の背景となる収入源の証明が必要)
 1. 在オランダ企業で雇用 — 雇用契約、雇用証明書など
 2. 個人事業主として起業 — 起業するための事業計画書、預金残高証明書など

- 手続き、申請書式など、情報入手リンク：

- 入国管理局 IND

(Immigration and Naturalization Service, Ministry of Security and Justice)

<https://ind.nl/EN/Pages/default.aspx>

- 労働形態別エントリーページ

<https://ind.nl/EN/individuals/employee/Pages/default.aspx>

- 所得要件に関する情報

<https://ind.nl/EN/individuals/employee/costs-income-requirements>

- 一般個人としてオランダの会社に就職するための条件等

<https://ind.nl/en/individuals/residence-wizard/work/working-as-an-employee/>

- 個人事業主 (Self-employment) としてオランダで事業の開業

<https://ind.nl/EN/business/investor-self-employment-start-up/Self-employment>

- 個人事業主となるための条件等

<https://ind.nl/en/individuals/residence-wizard/work/working-on-a-self-employed-basis/Pages/default.aspx>

- 個人事業主としての居住許可申請書

<https://ind.nl/EN/Documents/7524.pdf>

- オランダ商工会議所の起業家向けページ

<http://www.kvk.nl/english/starting-a-business/>

+ + +

オランダを含むシェンゲン地域に正式な許可なくパスポートだけで滞在できるのは、いずれの180日間においても最大90日までという、いわゆる「シェンゲンルール」は引き続き適用されます。90日を超えてのシェンゲン地域内での滞在は、違法滞在となりますのでご注意ください。

+ + +

本情報は、INDほか関係諸機関からの現時点での最新情報を元に、オランダ経済省企業誘致局(NFIA)がまとめたものです。最新および正確な情報については、各管轄省庁でご確認ください

引き続き滞在許可は必要です。その手続きはオランダ側の雇用主が申請手続きをします。日本側で用意するものとして雇用主の保証書があります。(雇用主の保証書は様々な手続きに必要となります。コピーを多めに用意。) 英文で、本社のレターペーパーに次のことを明記します。

- オランダに赴任する人の氏名
- 勤務先とその所在地
- 役職名
- 滞在期間
- 渡航目的
- 渡航費用の会社負担の有無
- 日蘭社会保障協定・厚生年金保険適用証明書(一時的にオランダで就労する人が、日本の社会保障制度に加入していることの証明書となるもの)
- 家族が同行する場合はその由

後任者として派遣される場合には、前任者の氏名、給与額も記入。
また、種々の許可申請で必要となるので、戸籍謄本を一部、取り寄せておきます。この戸籍謄本には、日本の外務省からの「アポステイーユ」(確認証明)の発給を受けておくことが必要です。アポステイーユの入手方法については外務省領事局領事サービスセンター証明班に照会して下さい。

そのほか英文の履歴書も用意しておいた方がよいでしょう。

既にオランダに拠点がある企業の赴任者・知的労働者のための入国手続き(highly skilled migrant)の詳細は、

Expatcenter Amsterdam : (2013年4月より Amsterdam センターのサービスは有料。)

<http://www.iamsterdam.com/en/living/expatcenter/contact-us>

Expatcenter Rotterdam <http://www.rotterdam.nl/expatdesk>

などをご参考ください。

免責条項：本情報は、INDほか関係諸機関からの2017年7月時点での最新情報を根拠として、まとめたもので、これにより派生する事態について責任を負うものではありません。

国際免許証

オランダに到着後、日本の免許をオランダの免許に切り替えることができます。ただ、この手続きには数週間掛かるので、常に車を運転できる状態にしておきたい場合は日本で国際免許を取得しておく必要があります。

日本各地の運転免許試験場内に、国際免許証を発行しているところがあります。パスポート、写真一葉(5x4cm、通常の免許証写真より大きい)、現在所持する免許証、印鑑が必要です。警察でも取り扱っている署がありますが、数週間掛かります。運転免許試験場の場合は数時間でできます。

2. 入国時の注意

入国審査は、残存有効期限が13ヶ月以上のパスポートを持っていれば、まず問題ありませんが、手荷物の通関の際に、トランクを開けて調べられ、思わぬ税金をかけられることがあります。スムーズに通関するため、次の点に注意してください。

1) オランダ税関の課税基準

日本からオランダに無税で持ち込めるもの：

- a. 紙巻きたばこ 200 本、
あるいは葉巻 50 本、あるいは細巻き葉巻 100 本、あるいは刻みたばこ 250 グラム
- b. 22 度以上の酒 1ltr、22 度未満の酒 2ltr、ワイン 2ltr、ビール 16ltr
(ただし、持ち込めるのは17才以上)
- c. その他、価格が 430 ユーロを越えないもの。模造品の持ち込みは禁止されています。医薬品は個人使用分に限りです。

2) 上記基準に照らして無税と考えられる物でも、価格はオランダ側のリストにより判断されるので、高価な品物はなるべく持ち込まないようにし、持ち込む場合は領収書を持参して価格を示す。

3) 商品の種類としては特に輸入税の高いものや、高級ゴルフ用品、時計、ブランド品、新品の電化／電子製品、多量の薬、多量の食料品、コンピューター、カメラなどは課税対象とみられやすいので注意。

4) 課税対象となる場合は申し出て支払う。輸入税は品物の種類や金額によっても変わりますが、3.5%から19%程度で、それに加えて間接税がかかります。故意に隠していたとみられると罰金も科せられてしまいます。

メールオーダー

オランダに住む人が、EU 以外の国からインターネットやメールオー

ダーで品物を購入する場合は、価格（手数料や送料を除く）が 22 ユーロ以下であれば輸入税・VAT 免除。22~150 ユーロは輸入税のみ。150 ユーロ以上の場合は輸入税と VAT が課税される。

具体的な物品などの税率に関する問い合わせ先：

オランダ関税局

Tel 0800-0143 （月～木：8:00~20:00、金曜日は 17:00 まで）

www.douane.nl Particulier (Reizigerbagage)

オランダ国外からかける場合：+31 45 574 30 31

3. 入国後の手続き

滞在許可申請を開始しなければなりません。また、在蘭日本大使館への在留届なども必要です。先ず大使館に出向き、手続きを済ませておくのがよいでしょう。この時処理しておくると便利なものを以下に記します。

- 戸籍謄本の英文による身分事項に関する証明（戸籍記載事項証明）の発給申請（滞在許可申請のために必要）
- 日本の運転免許証の英文による抜粋証明の発給申請（オランダの免許証に切り替えるために必要）
- 在留届の提出（用紙は大使館領事部にあります）
- 在外選挙人名簿登録申請書の受領。
（実際の登録は滞在 3 ヶ月を過ぎてから）

在留届

在留届は海外で事件や事故、災害に遭遇した時の大使館による援護活動、あるいは在留証明書などの発給、在外選挙関連事務などの各種行政サービスの拠り所となるものです。届出がされてないと、スムーズな援護や適切な行政サービスを受けられないこととなります。

届出は、領事窓口のほか、郵送、FAX、インターネット

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/> での提出も可能です。

[在オランダ日本大使館領事部]

EMBASSY OF JAPAN Consular Section
Tobias Asserlaan 2 2517 KC Den Haag
Tel: 070-346.9544 Fax:070-310.7099

<http://www.nl.emb-japan.go.jp/indexj.html>

土日、オランダの祝祭日休館。

(オランダの祝祭日は年によって日が変わり、また、日本の祝祭日も休館となることがあるので、前もって大使館ホームページ、電話等で確認。)

滞在許可申請 (Verblijfsvergunning)

オランダに3か月以上滞在する場合、移民局 (IND :Immigratie-en Naturalisatiedienst)に「滞在許可」申請を行なわなくてはなりません。

関係書類を提出し、仮滞在許可がおりると、パスポートにステッカーが貼られて、4週間後に滞在許可証 (ID カード) を受領するまでの許可証となります。移民局から ID カードができたという知らせがきたら、その手紙を持って出頭します。5年後には、永久滞在許可申請資格が得られますが、初めの5年間は、毎年期限が切れる前に更新手続きが必要です。

JCC ホームページ www.jcc-holland.nl

「お役立ち情報・オランダ赴任手続き情報」をご参照下さい。

必要書類等

1. オランダ在の (日系/非日系) 企業で働く日本国籍保持者 (扶養家族を含む)

- 有効期限内のパスポート
- 顔写真4葉(オランダのパスポートサイズ)
- オランダ在の企業の身元引受書類 (雇用主の保証書、誓約書など)
- 雇用契約書
- 医療 (健康) (日本側で加入)保険証書
- オランダに適切な居住場所があることを示すもの (例:住居の賃貸契約書の写し)
- 住民届

2. 日本国籍の学生、交換プログラムに基づく学者、教授、研究者、研修生の場合

- 有効期限内のパスポート
- 写真4葉（上記参照）
- 大学、研究所からの受け入れ確認書(招聘状など)
- オランダ滞在費についての十分な経済的裏付けを示すもの。
- 支払い（給与）契約がある場合は雇用主（又は支払い者）が申請する「労働許可」
- オランダに適切な居住場所があることを示すもの（例：住居の賃貸契約書の写し）
- 医療保険加入を示すもの（契約書の写し）
- 住民届

3. オランダ国民またはオランダに居住する人のパートナー又は婚約者の場合

- 有効期限内のパスポート
- 写真4葉（上記参照）
- 婚約者／パートナーが作成した身元引受書(身元引受人には当人のオランダ滞在をサポートするに十分な経済的裏付けが要求されます。)
- 住民届、その他

EU 域外からの滞在許可審査に関しては近年益々厳しくなっています。最新の情報を入手し、必要ならば専門家の手を借り落度のないよう手続きをすることが肝要です。

ご注意ください。

2005年1月よりオランダに居住する14歳以上の人に対して身分証明書の携帯を義務付けられています。

警察官などから身分証明の提示を求められて携帯していない場合には、罰金を徴収されることとなります。参考サイト（蘭語）<http://www.rijksoverheid.nl/documenten-en-publicaties/vragen-en-antwoorden/wat-is-de-identificatieplicht.html>

（身分証明書：パスポート、IDカード運転免許証、外人登録証明を指す。）

住民登録 (Bevolkingsregister)

登録は、居住地の市役所 (Stadhuis/Gemeentehuis) で行ないます。必要な提出書類は、パスポートとオランダ外務省公認印付の在オランダ日本大使館領事部による身分事項に関する証明 (戸籍記載事項証明) を添付した戸籍謄本 (抄本) 1 通と住居の賃貸契約書または家主の手紙。配偶者や子供を帯同する場合

- 結婚証明書
- 子供の出生証明書

が必要。日本大使館で英文証明書を作成してもらう。

オランダ外務省公認印は、英文戸籍謄本を、返信用封筒を添えて書留で郵送すると 2 週間程で返送されてきます。手数料は 10 ユーロ程。

送付先：返信用封筒を添えて。

Ministerie van Buitenlandse Zaken / Afdeling Legalisatie

Postbus 20061, 2500 EB Den Haag

急ぐ場合は、午前 11:30 前に持参、1 時間ほどで処理(有料)。

所在地：Ministerie van Buitenlandse Zaken – Afdeling DPC/CJ-Legalisatie

Bezuidenhoutseweg 67, Den Haag / 電話 070-348.5901 / 受付時間：9:30 ~ 12:30

市役所備え付けの用紙に記入し上記の書類と共に提出すると、パスポートに登録済みを表わすスタンプを押してくれます。

登録してから実際に住民票 (Uittreksel uit het bevolkingsregister) が入手できるようになるには数週間かかります。

引越荷物の通関手続に至急住民票が必要な場合は、その旨を伝えて、仮住民票を発行してもらいます。この書類は無料ですが、あくまでも仮のものですから、運転免許の書き換え申請には使用できません。

各地の市役所所在地：[Internetgemeentegids.nl](http://internetgemeentegids.nl)

<http://www.internetgemeentegids.nl/index.asp>

Amsterdam:	Amstel 1	020-551.9911
Amstelveen:	Laan Nieuwer Amstel 1	020-540.4911
Uithoorn:	Laan van Meerwijk 16	029-754.3111
Den Haag:	Spui 70	070-353.2000

Rotterdam:	Coolsingel 40	010-417.9111
Tilburg:	Stadhuisplein 130	0800-023.3003
Maastricht:	Stadhuisstraat 5	043-350.5050

住民登録が済むと BSN 番号が付与されます。

Inburgering

※ (公財) 在蘭邦人相談窓口発行 “オランダ暮らしの Q&A”より抜粋)

日本人がオランダに移住する場合、移住後に、市民統合プログラム (Municipal Civic Integration) のディプロマの取得が義務付けられています。(一時的にオランダに滞在する留学生や知的労働者 (EXPAT)等の場合は義務ではありません)

このプログラムの講座は有料で、3年位内にディプロマを取得しなければなりません。ディプロマ取得方法は integration exam(6つの科目からなる)あるいは、State Exam NT2+knowledge of Dutch Society + Orientation on the Dutch Labor Market のいずれかを受けて合格することです。NT2は、高等教育機関で学ぶ時にも必要とされます。

なお、各市によって対応が違うこともありますので、住民登録などの手続きに行かれる際市役所へ、市民統合プログラム (Municipal Civic Integration) について尋ねることをお勧めします。

4. 運転免許証(Rijbewijs)

日本→オランダの運転免許への書換えの手順

オランダに住民登録をした人は、登録日から半年以内に免許を書き換える必要があります。日本の免許をオランダの免許に書き換える場合、日本で免許取得後 185 日以上日本に居住していないと書き換えはできません。免許の書き換えには、住民登録が済んで IND の滞在許可申請を始めたら、市役所にて免許証書換えの旨を窓口に伝え、以下の書類を購入します。

● **健康証明申請書** (Eigen verklaring) 27.80ユーロ (2015年現在) を返信用封筒に入れ、切手を貼ってCBRに郵送します。

1-2 週間後、CBR より申請受諾の手紙が返送されてきたら、以下の必要書類を持って再度市役所に行きます。

- 1) 健康証明 (CBRから返送されてきた手紙)
- 2) 日本の免許証
- 3) 日本の免許証の英文による抜粋証明訳 (大使館にて申請)
- 4) 日本の免許を書換え後返却して欲しいと書いた手紙(* 下記参照)
(2002年より、外国の免許証は基本的には返却しない方針になりましたが、日本人に限り、大使館経由で返却されます。返却までに2ヶ月程度かかります。)
- 5) パスポート用写真1枚 (3,5cm×4,5cm) 正面撮影したカラー写真
これらを元に、市役所の職員が申請用紙を作成し書換え申請をしてくれます。この申請に*38.48 EUR(2015年現在)かかります。

* 申請にかわる費用は各自治体で若干違いがあります。

申請から約3ヶ月後に、オランダの運転免許証が交付されます。但し、30%ルーリング取得者には、特別措置が適用され、約3週間程度で交付されるようです。この場合、申請時に税務署からの30%ルーリング承認書が必要。

手続き手順は予告なく変更される場合がありますので、市役所の窓口の指示に従う。オランダの免許取得までは、運転の際、国際免許と日本の免許の両方を携帯する必要があります。書換え申請中は日本の免許の原本は提出してしまうので、提出前に必ずコピーを取り、申請時に市役所で発行してくれる「免許書換え申請中」の文書を携帯します。

<届け先>

CBR : www.cbr.nl Tel: 070-372.0500

⚠注意事項

日本の運転免許証が失効している場合には切り替え不可能です。また、

日本の免許証が発行から3カ月以上経過したものでないと書き換えを認められません。

問い合わせ先：RDW www.rdw.nl

Rijksdienst voor het wegverkeer

Postbus 777、2700 AT Zoetermeer Tel: 0900-0739

* (オランダ免許書き換え時、日本の免許返却の依頼)

(サンプル)	
RDW	
Geachte heer/ mevrouw	
	居住地名/日付
Graag wil ik mijn japans rijbewijs terug, daar ik voor zaken geregeld naar Japan. Hopend dat u aan mijn verzoek kunt voldoen teken ik,	
Hoogachtend サイン 氏名	
(このような文章で、日付、氏名、サインしていただくだけで充分です。会社のレターヘッドを使用しても結構です。)	

(2003年からオランダ当局の事情により一括して日本大使館に送付されてきます。運転免許証を受領した日本大使館から、免許証を一時預かっていること、返却の方法について文書で案内があります。通常オランダ免許証の交付から大使館への返却まで約2ヶ月程度かかります。)

オランダで運転免許を取得するには

①練習

勤務先の同僚、近所の人などに尋ねて適当な教習所 (Autorijschool) を紹介してもらいます。一部の例外を除けば専用の練習場があるわけではなく、指導員が同乗して初回から路上運転です。免許取得までには約30~40時間が必要。

法規 (交通規則) の授業も並行して進みます。教習所で英語の規則書も販売しています。この法規の授業を教習所で取らずに、自習しても構いません。

②試験

試験は筆記試験(Theorie-examen)と実技試験に分れており、まず交通規則についての筆記試験を通らないと実技試験に移れません。筆記試験は英語で受けることができます。実技試験は、居住地区の試験場で行なわれ、これまで乗り慣れた教習所の車を使います。助手席に試験官、後部座席に指導員が乗って試験が開始されます。

実技試験の予約方法その他は自動車教習所で詳細を教えてください。

③免許証

試験に受かると免許証が発行されます。これは一般乗用車の運転についての免許で、カテゴリー(B)と呼ばれます。オランダの免許証は10年間有効です。この有効期限切れの前に書き換え手続きをします。

70才の誕生日の翌月1日に免許そのものが失効しますが、医師の簡単な健康診断書だけでほぼ自動的に免許を再取得することができます。

オランダ運転免許証を紛失した場合

すぐ警察へ届け出て、紛失証明書を発行してもらいます。この証明書と本人のパスポート写真2葉を持参して居住地の市役所で免許証の再発行の申請をします。

オランダでの国際免許証発行

一時帰国の際、日本の免許証がなくてもオランダの国際免許証を所持していれば運転できます。国際免許証は、最寄りのANWB(車の項参照*)へオランダの免許証とパスポート写真を1枚、IDカードを持参するとその場で作成してくれます。

日本の免許証の更新

1.一時帰国の際に更新をする場合

実家、ホテル等の一時滞在先を住所として使用できます。更新時には講習の受講が義務づけられています。

必要書類等

- 運転免許証
- 写真1葉
- 一時滞在先を確認できるもの(父母やホテルの支配人の証明書等)
- 手数料

運転免許関係手数料は都道府県により異なります。

申請先は一時滞在先の住所を管轄する公安委員会（運転免許試験場）です。

2. 海外滞在中失効した免許証を更新する場合

最初の帰国日から1カ月以内に住所地の公安委員会へ行けば、適性検査と講習の受講だけで更新することができます。ただし、失効後6カ月以上を過ぎている場合は国外にいたため更新できなかった旨の証明が必要です。失効後3年以上経過している場合は再度学科試験を受けることとなります。

運転免許総合案内書ホームページ：www.untten-menkyo.com/

必要書類等

- 失効した日本の免許証（有効な外国の免許証があれば、持参する）
- パスポート
- 顔写真1葉
- 住民票の写し1通
- 手数料

申請先は最寄りの公安委員会（運転免許試験場）です。

帰国後の、日本の免許証への書き換え

オランダで免許取得した場合又はオランダ免許証への書き換え時に日本の免許証を返却してもらわなかった場合、オランダの免許証を適性検査だけで日本の免許証に書き換えてもらうことができます。ただし、申請時に当該免許証が有効なものでなければなりません。また、オランダに免許取得後3カ月以上滞在している事が必要です。

必要書類等

- 有効なオランダの免許証
- 上記免許証の日本語による翻訳証明書(オランダ領事館、または JAF (日本自動車連盟) 作成のもの)
- 免許取得後の滞在期間を証明するもの (パスポート、勤務先の証明書など)
- 住民票の写し 1 通
- 顔写真 (3 x 2.4cm) 1 葉 申請前 6 ヶ月以内に撮影した、無帽、正面、無背景で、胸から上が写っているもの
- 手数料

申請は住所地を管轄する公安委員会(運転免許試験場)で行ないます。

5. 戸籍、国籍に関する手続き

日本国民は国外においても国内にいる場合と同様、日本の戸籍法の適用を受けることになっています。従って、海外居住者は戸籍及び国籍法上の主な事項を最小限知っておくことが必要です。

出生、婚姻、死亡などの戸籍上の身分に変動があった場合には、日本の本籍地の市区町村に直接届け出ることもできますが、通常は、在外公館に届け出ることになっています。詳細は、その都度、在オランダ日本大使館領事部 www.nl.emb-japan.go.jp に相談して下さい。

出生届

オランダで子供が生まれた場合は、まず生まれた当日を含めて 3 日以内に病院又は助産婦が作成した証明書を持参して生まれた地区の市役所の住民登録課に届け出て下さい (生まれた所が居住地と異なっても役所側で居住地区に連絡処理します)。そして出生登録抄本 (Internationaal geboorte uittreksel) を入手します。なお、オランダの法律の下で結婚した場合は、結婚式の際市役所が発行する家族手帳

(Familieboek)も持参して子供の欄に記入してもらいます。
保険会社（健康保険）にも忘れずに連絡して下さい。次いで、生まれた当日を含めて3カ月以内に日本大使館領事部に届け出ます。

必要書類

- 出生届（領事部にあります） 2通
- 前記のインターナショナル出生登録抄本（原本）1通
- 出生登録抄本の和訳文 2通
- 両親の旅券及びIDカードの提示
- 印鑑（なければ拇印）

大使館領事部では出生届を受理した後にこれを外務省経由で、関係各市区町村の戸籍係に転送します。

婚姻届

日本人同士が日本の法律により結婚する場合もしくは、オランダの法律により結婚する場合、更に、国際結婚の場合とでは、届出に必要な書類が異なります。

また婚姻前と新本籍地の所在地の設定により届出用紙や戸籍謄本（抄本）など必要書類の通数が異なりますので、あらかじめ大使館に確認ください。以下は一般的な場合です。

1. 日本の法律の下で

これは、日本人同士の場合のみに限ります。

- 婚姻届（領事部にあります） 3通
- 戸籍謄本（抄本）最近6カ月以内、夫・妻それぞれ2通ずつ。
- 双方の旅券及びIDカードの提示
- 印鑑（なければ拇印）
- 届出用紙には証人2名の署名が必要ですので、あらかじめ大使館に確認ください。

2. オランダの法律の下で

婚姻をオランダの法律によって行なった場合、日本の法律上でも有効とするため、オランダ側の手続終了後、大使館領事部に届け出ます。

日本人同士の場合：

- 婚姻届（領事部にあります） 3通
- インターナショナル婚姻登録抄本（オランダ市役所発行） 2通
- 婚姻登録抄本の和訳文 3通
- 戸籍謄本（抄本）最近6ヶ月以内のもの。夫・妻それぞれ2通ずつ。
- 双方の旅券及びIDカードの提示
- 印鑑（なければ拇印）

国際結婚の場合：

- 婚姻届（領事部にあります） 2通
- 夫又は妻となった日本人については、最近6カ月以内の戸籍謄本（抄本） 1通
- インターナショナル婚姻登録抄本（前記） 1通
- 婚姻登録抄本の和訳文 2通
- 双方の旅券及びIDカードの提示
- 外国人配偶者の旅券の和訳文
- 印鑑（なければ拇印）

なお、オランダの法律のもとでの婚姻に必要な書類は最寄りの市役所でお問い合わせ下さい。

死亡届

オランダ滞在中に死亡事故が発生した場合、関係者はまず在オランダ日本大使館領事部に連絡し、その指示を受けて次の書類を提出します。

- 死亡届（領事館にあります） 2通
- 死亡登録証明（オランダ官憲作成） 1通
- インターナショナル死亡登録抄本（原本） 1通
- オランダ語版の死亡登録抄本（原本）（死亡時刻が記載されたもの）
- 葬儀社発行の証明書 1通

● 上記の和訳文それぞれ

1 通

ただし、日本大使館を通じた届出は時日がかかり、日本での諸手続きに支障が生じるおそれがあります。日本のご親族を通じて市区町村役場で届けられることをお勧めします。

その際、上記のオランダ市役所作成の死亡登録証明及び医師の診断書、それぞれの原本並びに日本語翻訳（どなたでも作成可。翻訳者の氏名を記入すること及び印か拇印をお忘れなく）を日本に送付する必要があります。

<国籍について>

日本は父母両系主義を採用しており、オランダは国籍について血統主義を取っていますので、日本人がオランダ人と結婚して生まれた子供は二重国籍となります。一方、この国籍については以下のような制度がありますので、出生届などの際には注意が必要です。

国籍の留保制度

「国籍の留保」というのは、二重国籍者が日本の国籍を留保する届をしない場合、日本国籍を失うという制度です。子供が日本国外で出生し、外国国籍も取得したが、日本国籍も保持したい場合は、出生届の時点で、国籍留保の届出(出世届けの該当欄にその旨記入するのみ)が必要です。

出生届は、出生日を含めて3カ月以内に行なわなければなりません。出生届を出さない（日本国籍を保留しない）まま3ヶ月が過ぎると、出生児は外国国籍のみとなり、事後の日本国籍取得のためには、いろいろな困難が伴います。

国籍の選択

出生や結婚などによって外国の国籍と日本の国籍を有する人（重国籍者）は、22才に達するまでに（又は、重国籍になったのが20才を過ぎた時点であった場合は2年以内に）、どちらかの国籍を選択する必要があります。選択しない場合は、日本の国籍を失うことがあります。

特に出生ではなく自己の志望で外国籍を取得した場合は日本国籍を喪

失します。

日本の国籍を選択するためには、外国の国籍を離脱する方法と、日本の国籍の選択の宣言をする方法との二つがあります。いずれも市区町村役場または大使館領事部に届を出します。

外国の国籍を選択する場合には、法務局または大使館領事部を経由して法務大臣に日本の国籍離脱届を出します。

もし、期限までに国籍の選択をしなかった場合には、法務大臣から催告を受け、日本の国籍を失うこともあります。

パスポートの更新、紛失、盗難

◆パスポートの更新

有効期限が切れる前に、在オランダ日本大使館領事部へ更新を申請します。申請に際し現在所持しているパスポート及びパスポート用写真（45mm x 35mmで、正面、無帽、無背景）2葉が必要です。

パスポートの有効期限が切れてしまった時は、戸籍謄本（抄本）が必要となりますので、あらかじめ領事部にお問い合わせ下さい。

◆パスポートの再発給

パスポートを紛失したり盗難にあった場合、すぐに警察に届け出ます。警察から紛失証明書をもらい、在オランダ日本大使館領事部に再発給の申請をします。この場合には、戸籍謄本（抄本）、本人の写真（45mm x 35mm）が2葉必要です。

パスポートの保管には十分注意して下さい。万一のために本人及び家族のパスポート番号、発行年月日などを控えておくかコピーを保存しておくといいでしょう。

6. 在外選挙人登録

2000年5月1日以降に公示される国政選挙については、外国に住んでいても、日本国籍を保有している人は国政選挙に投票できるようになりました。

選挙人登録資格

海外に3ヶ月以上居住する、20歳以上の日本国籍保有者が対象です。ただし、公民権を停止されている人は除外されます。

登録方法

パスポート持参の上、大使館領事部で本人が在外選挙人登録申請書に記入、申請します。日本での最終居住地の役場に転出届を出している必要があります。

また、申請の時点から3ヶ月以上前に在留届けを提出していない人の場合は、住民登録など、その地に3ヶ月以上居住していることを示す書類が必要となります。

申請書には本籍地の住所と、日本の最終居住地の住所を書き込みます。これが正確でないと申請が受け付けられませんので注意して下さい。最終居住地の住所のある地区が、その人の選挙地区になります。しかし、日本を出たのが1994年4月30日以前の方、あるいは外国で生まれるなどして一度も日本に住所を持ったことのない方の場合は本籍地が選挙地区となります。

大使館が申請書を日本に送ると、諸事実確認の上、「投票用紙等請求書」と「在外選挙人証」が送られて来ます。これで在外選挙人の資格を得たことになります。投票はハーグの日本大使館に出向いて投票するか郵送投票あるいは一時帰国中に投票することができます。

外務省：www.mofa.go.jp/mofaj/

7. 出国時の手続き

住民登録の抹消

居住地の市役所へ出頭し、帰国の旨を申し出ます。

これを怠ると、毎年1月1日現在の住民台帳をもとに徴収される不動産使用税（借家人に課される）などを実際には住んでいないのに納めなければならない事態も起こりえますので、十分ご注意ください。

在留届の抹消

在オランダ日本大使館領事部へ必ず連絡して下さい。電話、ファックスによる連絡でも構いません。

滞在許可証の返還

INDの窓口、Expatcenter（IND職員が出向中）等に返却。

その他、電話、ガス、電気等の契約解除については、それぞれ『住居』『電話』の章を参照してください。

ガス・水道・電気メーターの数値の記録、写真を撮っておくことを勧めます。

8. 海外引越荷物

日本発オランダ着(輸入)

通常、日本から発送された引越荷物（船便）はコンテナ船でロッテルダム港に着きます。これに約1カ月の航海日数を要します。荷物の受取の前に、「輸入通関」手続（荷物が陸揚げされた後の保税倉庫を管轄する税関に申請）があります。

輸入通関の際、使用中の身の回り品は免税で輸入が許可されますが、購入後6カ月以上使用していない物（新品）は原則として課税対象となります。オランダの場合、電化製品・新品の高価品の検査が厳しく、これらのものは課税されます。

「輸入通関」手続に1~2日要します（何れも土・日曜日、祝日は含まず）。必要な書類を業者預けて手配します。

必要な書類は以下の通りです。

- 本人のパスポートのコピー
- オランダでの住民票のコピー
- B/L (=船荷証券)
- 梱包明細書 (パッキングリスト)

♪ オランダに入国後1年を過ぎると、引越荷物としての免税特例措置は受けられなくなり、輸入する品物全てに課税されますのでご注意ください。

★動物(犬、猫)を連れてくる場合

犬、猫とも、成田空港の動物検疫室へ連れて行き、12時間以内の係留検査を受けます。通常、特に問題がなければその場で処理をしてくれますが、混み合う場合もあり得ますので、事前にアポを取ると良いでしょう。

成田第一ターミナルビル内

- ・動物検疫所・成田支所検閲第一課 電話 0476-32-6644

成田第二ターミナルビル内

- ・動物検疫所・成田支所検閲第二課 電話 0476-34-2342

健康診断をした後、英文の「輸出検疫済証明書」のオリジナルとコピーを各1部発行してくれます(有料)。スキポールでの通関の際、これを係官に見せます。

その後、居住地の市役所へこの書類を持参して、犬の登録をすると、地域によっては犬税(hondenbelasting)を課税されます。猫の場合は登録の必要はありません。

オランダ発日本着(輸出)

通常、船便で発送日から約2カ月、航空便7~10日で日本の自宅に配達されます。但し、受取前に輸入通関手続きがあり、荷物が着いた時点で本人(送り主)が帰国していることが前提となります。

梱包については、衣類、本など壊れ物でない小物類は自分で梱包することも可能ですが、電化製品、家具、食器などは専門業者に任せた方が無難でしょう。日本での輸入通関に必要な書類は以下の通りです。

- パスポートのコピー（途中で更新した場合には古い旅券も必要）
- 梱包明細書（パッキングリスト）
- 携帯品別送品申告書（税関の確認印付）

特に、携帯品別送品申告書は重要です。これがないと、引越荷物であるという証明ができず税金がかけられる場合もあります。

<携帯品別送品申告書>

日本行国際線の航空機内で必ず配られる用紙ですが、荷物の発送を業者に委託すると、オランダ出発前に業者より入手できます。用紙の記入箇所は「携帯品」欄と「別送品欄」に分かれています。

携帯品欄には、海外及び機内で購入したお土産品などで入国時に携帯して持ち込む品物を記入します。

別送品欄には、別送品（引越荷物も含む）の総個数を記入します。記入に漏れがあると、漏れた分は本人の引越荷物とは認められなくなりしますので、発送個数（梱包数）はくれぐれも正確に記入して下さい。

日本到着時の手続き

◆検疫検査 www.maff.go.jp/aqs/

携帯品の中に生きた動物（ペット等）・植物（球根等）及び未加工の動植物産品がある場合は、検疫官に見せて検疫許可を得る必要があります。

犬、猫の場合、狂犬病などにかかっていないことを証明する健康証明書と、狂犬病ワクチン接種証明書マイクロチップ(ISO規格)による固体識別を可能にしておく。必要書類が整っていれば、日本到着後 12 時間以内に引き取ることができる。

オランダでは、これらの証明書は、民間獣医師が発行しますが、オランダ政府機関の裏書き（ENDORSEMENT）が必要です。

◆入国審査

パスポート提示、パスポートに入国スタンプを押してもらいます。

◆税関検査

ターンテーブルより搭乗の際航空会社に預けた荷物を引き取って、赤いランプの税関カウンターに立ち寄ります。あらかじめ記入済の「携帯品別送品申告書」2部を税関検査官に提出すると、1部だけ税関の確認印を押してその場で返してくれます。携帯品の中に免税範囲を越える物がある場合には、ここで税金を徴収されます。

◆別送品通関必要書類の預け入れ

オランダで引越業者に荷物発送を依頼した場合は空港ビル内の業者指定カウンターに立ち寄り、「携帯品別送品申告書」(税関印を受けたもの)を預け、同時にパスポートも提示してコピーをとってもらいます。空港ビル内に業者の指定のカウンターがない場合には、後日早めに指定先へ郵送する必要があります。

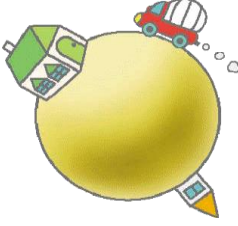
引越荷物輸入通関時の注意事項

☞ 帰国後の別送品通関必要書類（パスポートのコピー、携帯品別送品申告書）はなるべく早目に業者に渡して下さい。これが届かないと、荷物が着いても輸入通関ができず、その分受取（配達）が遅れることになります。

☞ 引越荷物の輸入通関は保税倉庫で行なわれます。荷物の中に、動物・植物検疫検査の対象になるものがあると、保税倉庫から一旦検疫所に送られ、検疫許可がおりた後に再び保税倉庫に戻され、改めて通関検査を受けることになり、その分の日数と経費が余計にかかります。

☞ 本人（受取人）帰国後6カ月を経過すると、引越荷物としての通関期限が失効し、たとえ携帯品別送品申告書（通関印付）を所持していても、免税では輸入できなくなります。

帰国までのチェックリスト

	チェック事項	完了✓
一般事項	<p>帰国日程計画 パスポート有効期限の確認 帰国資金の計画、お土産、必需品の購入 航空券の予約(ペットも)・購入・ホテルの手配</p> 	
職場関係	<p>業務引継ぎ、関係先への挨拶、挨拶状の発状</p>	
役所・銀行 保険	<p>市役所への転出届け 大使館領事部(070-3469544)へ在留届けの抹消連絡 銀行口座の解約、日本円への換金 (帰国後も入出金がある場合は、口座を継続し、連絡先を会社宛とする) クレジットカード・デパート・メンバーズカード等の清算解約 各種保険の解約と清算(契約内容を確認、予告期日までに解約通知をする)</p>	
引越関係	<p>引越の計画(下見日・引越日の決定) 荷物の仕分け(船便・航空便・携帯品) 家具・電気製品の売却・譲渡・廃棄の計画 ペットの輸送手続き</p>	
住居	<p>帰国後の住宅手配 住居・アパートの解約(賃貸契約書の解約通知予告期間、敷金の返還等確認) 電気・水道・ガス・電話等の解約(住居明け渡し日まで使用できる手配) 粗大ゴミの廃棄処分(市役所) 住居の清掃</p>	
生活関係	<p>新聞・雑誌等の購読や有線テレビ等の解約(早めに解約手続き開始) 郵便局へ転居通知、転送依頼手続き(海外への転送は不可) 個人が所属する会、団体へ退会通知</p>	
学校関係	<p>転校手続き(学校への挨拶) 帰国後の学校に、必要な書類を確認 各種証明書(在学、卒業、成績)、内申書等の入手 (在留中に現地から日本人学校へ編入したような場合、現地校の書類も必要) スクール・バスの解約(最終通学日までの費用清算)</p>	
自家用車	<p>日本に持ち帰る或いは売却処分の諸手続き リース契約の解約(必要書類の確認、書類はコピーし保管) 自動車保険解約手続き(有効期限を車の引渡し日にする)</p>	

第2章 手続き